

第6次伊丹市総合計画基本構想及び基本計画を定めることについて

第6次伊丹市総合計画基本構想及び基本計画を，別記のとおり定めるため，伊丹市まちづくり基本条例（平成15年伊丹市条例第1号）第12条の2第3項の規定により，議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

社会経済情勢の変化に対応し，総合的かつ計画的な行政の運営を図るため。

記

第 6 次伊丹市総合計画

第 1 編 基本構想

1 - 1 計画策定の趣旨

本市は、「伊丹市まちづくり基本条例」第 12 条の 2 に、目指すべき市の将来像及びまちづくりの目標を定め、それらを実現するための方法や手段を総合的かつ体系的に明らかにするために、総合計画を策定することを規定し、総合計画に基づくまちづくりを進めています。

成熟した伊丹のまちで、新たに第 6 次伊丹市総合計画を策定するにあたり、人口減少社会の到来を見据え、行政サービスをどのように維持していくかを示すことが必要です。

社会情勢の変化に伴って生じる諸課題や市民ニーズに的確に対応し、将来世代に負担を先送りすることなく、これからも住みやすいまちであり続けられるよう、市民と歩むまちづくりの指針として第 6 次伊丹市総合計画を策定します。

1 - 2 計画の構成と期間

令和 3 年度（2021 年度）→令和 10 年度（2028 年度）

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。また、計画期間は令和 3 年（2021 年）度から令和 10 年（2028 年）度までの 8 年間とします。

1 - 3 将来像

人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹

この計画では、全ての市民が安心して生き生きと暮らすことができ、伊丹の未来を担う全ての子どもが夢と希望をもって健やかに成

長できる，魅力あふれるまちの実現を目指します。

そのためには，市民相互のつながりや支え合いを大切にし，市民の参画と協働を推進することにより，これからも誰もが住みやすいと感じられる持続可能なまちを創ります。

1－4 目標年次の推計人口

令和10年度（目標年次）の推計人口 20万人

日本の総人口が減少に転じた平成20年（2008年）以降も，本市の人口は微増傾向を維持しており，令和2年3月1日現在の推計人口は，19万8,538人です。

本計画では，まちづくりの諸施策が効果的に進み，社会増による人口増加や出生率の上昇が実現すると，目標年次である令和10年度の将来人口は，20万人に達すると見込んでいます。

その後，本市においても人口減少に向かうと想定しており，令和42年には，およそ17万人と推計しています。

1－5 政策大綱

本計画では，将来像の実現に向けて，次の6つの分野を政策の大綱として定め，効率的かつ効果的に施策を展開します。

大綱1 安全・安心

災害時に適切に対応できるよう，日頃より防災施設の整備・保全や消防・救急体制の強化に取り組みます。あわせて，市民・地域・事業者等による自助・共助の取組を支援し，まち全体の防災力の向上を目指します。

ハードとソフトの両面から交通安全や地域防犯に取り組むことにより，市民の生命や財産・暮らしを守り，誰もが安全・安心を感じながら暮らすことのできるまちの実現を目指します。

【関連する施策】

(1) 災害対策

- (2) 消防・救急
- (3) 交通安全・地域防犯

大綱 2 育ち・学び・共生社会

子どもたちの健やかな育ちや学びを支えるとともに，出産や子育てをしやすい環境の整備を進め，社会総がかりでまちの未来を担う人づくりに取り組みます。また，生涯学習・スポーツを通じて市民が交流し，生きがいをもって地域で活動できるよう支援します。さらに，多様な価値観や考え方を互いに認め合いながら共に暮らすことのできる人権の守られるまちの実現を目指します。

【関連する施策】

- (1) 子育て・子育て
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 幼児教育・保育
- (4) 学校教育
- (5) 教育環境
- (6) 生涯学習・スポーツ
- (7) 人権
- (8) 男女共同参画
- (9) 多文化共生・平和

大綱 3 健康・医療・福祉

誰もが地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう，医療や保健，福祉の連携と充実を図り，市民の生活を包括的に支援する体制の整備に取り組みます。また，あらゆる世代の主体的な健康づくりへの支援や，地域で必要な医療を受けることのできる体制づくりを進め，いつまでも健やかに，生き生きと暮らすことのできるまちの実現を目指します。

【関連する施策】

- (1) 健康づくり

- (2) 地域医療
- (3) 地域福祉
- (4) 高齢者福祉
- (5) 障がい者福祉

大綱 4 市民力・にぎわい・活力

まちづくりの担い手の発掘や人材育成に取り組むとともに、地域自治組織による地域自治の推進、多様な市民活動団体への支援を行い、市民力・地域力が発揮できる環境づくりを進めます。また、地域産業の振興、雇用の創出、地域資源の掘り起しや発信に取り組み、今後も持続的に成長・発展する、にぎわいと活力あるまちの実現を目指します。

【関連する施策】

- (1) 市民力・地域力
- (2) 都市ブランド
- (3) 歴史・文化
- (4) 商工業
- (5) 都市農業
- (6) 雇用と労働
- (7) 空港との共生

大綱 5 環境・都市基盤

地球環境に配慮した良好な環境の保全に取り組み、ごみの減量や再資源化など、資源循環型社会の形成を進めるとともに、自然環境を次の世代に引き継ぐため、生物多様性の保全・再生の取組を推進します。また、道路や公園、上下水道等の整備や維持管理、鉄道やバス、自転車などによる地域の移動手段の確保等、快適でうるおいのあるまちの実現を目指します。

【関連する施策】

- (1) 環境保全

- (2) 循環型社会の形成
- (3) 公園・緑地・生物多様性
- (4) 都市計画・住環境
- (5) 交通・道路
- (6) 水道・下水道

大綱 6 参画と協働・行政経営

市民の市政への参画や市民との協働を基本に，市民とともにまちづくりを進めます。また，施策の優先順位付けや選択と集中により，健全な行財政運営に努めます。さらに，ICT（情報通信技術）を活用した市民サービスの向上や，国・他の自治体との連携など，少子高齢化が進展しても，将来にわたって安定的な公共サービスを維持できるような基盤づくりに取り組みます。

【関連する施策】

- (1) 参画と協働
- (2) ICT（情報通信技術）の活用
- (3) 行財政運営

第 2 編 基本計画

将来像の実現に向け、6つの政策大綱と33の施策を次のとおり体系的に位置付け、各施策を推進します。また、全ての政策大綱や施策は、他の政策大綱や施策と何らかの関係性があり、施策間で連携して取り組むことにより、施策の効果をより高めます。

大綱 1 安全・安心

施策 1-1 災害対策

1 基本方針（目指すまちの姿）

災害から市民の生命や財産が守られるまち

2 現状と課題

- (1) 近年、地震や風水害等の自然災害が多発するとともに、複雑化・大規模化しています。また、近い将来、南海トラフ地震の発生も予測されています。本市域は南海トラフ地震発生時の津波浸水想定区域には該当していませんが、想定を超えた事態や、様々な影響にも備えが必要です。また、市域の東西に猪名川・武庫川があり、集中豪雨などにより記録的な降雨があった場合、市域の一部において洪水氾濫による浸水が懸念されています。
- (2) 新たな感染症の発生が社会に大きな影響を及ぼしており、新型コロナウイルス対策がこれまで以上に求められています。
- (3) 急速な高齢化の進展に伴い、災害時に支援を要する市民が、今後さらに増加すると想定されており、大規模災害発生時は、公共機関だけでは対応が困難です。
- (4) 災害発生時には迅速な情報収集や情報提供が重要で、ドローンやロボット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の先端技術を活用した防災・減災の取組が必要です。

3 取組の方向性

- (1) 防災に関する知識を普及啓発し，市民や地域の防災に対する意識の高揚を図ります。
- (2) 市民や民間事業者，地域の防災士などとの連携，地域の自主防災組織の活動への支援などを通じて，日頃から「自助・共助」に向けた地域防災力の強化に取り組みます。
- (3) 防災情報通信設備や飲料水兼用耐震性貯水槽などの適切な維持保全を行うとともに，食糧や飲料水，感染症の防護資機材など，災害時用物資を備蓄します。
- (4) 計画的にポンプ場施設や雨水管渠の整備・更新や維持保全を行うことにより，浸水対策を推進します。
- (5) 災害発生時に業務を継続し，迅速・的確な対応が行えるよう，防災拠点として免震構造を採用した新庁舎の整備や，ICT（情報通信技術）を活用した危機管理・情報収集・伝達体制の強化を図ります。
- (6) 日頃より避難行動要支援者支援制度に基づく取組を進め，大規模な災害が発生した場合には，市民と協力し，迅速な避難行動，円滑な避難所の開設と運営に取り組みます。
- (7) 災害発生時には，国・県や，他の自治体などの関係機関や民間事業者と連携・協力しながら対応します。
- (8) 大規模災害発生後は迅速な復旧・復興や，通常の行政業務の早期再開を図り，市民の円滑な生活再開に努めます。

施策 1－2 消防・救急

1 基本方針（目指すまちの姿）

消防・救急体制が充実し，安心して暮らせるまち

2 現状と課題

- (1) 近年，頻発する自然災害など，発生する災害や事故は複雑化

・多様化・大規模化しており，これらに対応できる消防・救急体制が必要です。

- (2) 消防活動の基盤となる人材の確保や消防施設・装備等の整備及び地域防災力の強化に向けて，消防団員の充足と活動の活性化が必要です。
- (3) 急速な高齢化の進展や核家族化に伴う社会構造の変化により，救急需要は増加傾向です。
- (4) 緊急性のない安易な救急要請など，適正な救急車利用のあり方が課題となっています。

3 取組の方向性

- (1) 災害や事故などの発生時に，迅速かつ的確に対応できるよう，必要となる消防力（人員・施設・水利等）の確保や近隣市との連携・協力などを推進し，消防業務の充実・強化を図ります。
- (2) 消防・救急活動の高度化，効率化を図るため，ICTの活用動向や先進的な活用事例等について，情報を収集し，技術を導入します。
- (3) 消防団の充実や地域の防災活動への支援などにより，地域防災力の向上を図ります。
- (4) 火災の予防や，災害による被害を軽減するため消防法令に基づく査察等，規制事務の充実を図ります。
- (5) 市民や民間事業者が主体的に火災予防に努め，被害の拡大を防ぐことができるよう，防火安全対策を推進します。
- (6) 応急手当の普及や救急車の適正利用等の啓発を行います。

施策 1－3 交通安全・地域防犯

1 基本方針（目指すまちの姿）

事故や犯罪から市民の生命と暮らしが守られるまち

2 現状と課題

- (1) 市域が平坦で，通勤・通学や日常の移動手段として自転車を利用する市民が多く，自転車が関係する交通事故が多発しています。高齢者が関係する事故と併せて発生防止に向けた取組が必要です。
- (2) 交通ルールの遵守やマナー向上に向けた取組を継続することが必要です。
- (3) 全国に先駆けて安全・安心見守りネットワークを整備し，ハードとソフトの両面から地域防犯に取り組んだ結果，犯罪認知件数は大きく減少しています。
- (4) 架空請求などの特殊詐欺や悪質商法の手口は多様化・巧妙化しており，これらへの適切な対応が必要です。

3 取組の方向性

- (1) 警察などの関係機関と連携し，歩行者や自転車利用者，高齢者への交通ルールやマナーに関する交通安全指導や意識啓発などの取組を徹底し，交通安全対策を推進します。
- (2) 防犯への意識啓発や，市民・地域・事業者など多様な主体による地域防犯活動への支援，警察などの関係機関との連携により，安全で安心な地域づくりに取り組みます。
- (3) 安全・安心見守りネットワークなど，ICTを活用し，子どもから高齢者まで幅広く市民の安全対策を強化します。
- (4) 消費者被害防止のため，幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じ，その特性に配慮した消費者教育の推進や消費者相談の充実に取り組みます。

大綱 2 育ち・学び・共生社会

施策 2-1 子育て・子育ち

1 基本方針（目指すまちの姿）

全ての子どもが，周りの人の支えや見守りの中で健やかに育つまち

2 現状と課題

- (1) 核家族化の進展や，地域のつながりの希薄化，共働き家庭の増加などを背景に，子育てに不安や孤独を感じる保護者への対応が課題です。
- (2) こども発達支援センターを拠点に，発達に支援が必要な子どもに対し，発達段階に応じた相談や支援を行っています。
- (3) 子どもの貧困が，社会的な課題となっています。
- (4) 全国的に児童虐待通告件数が増加しており，本市においても同様の傾向がみられます。虐待の未然防止や早期発見，再発防止等に向けた体制の強化が必要です。

3 取組の方向性

- (1) 子育てに関する適切な情報発信と，ニーズに応じたアドバイスを受けられることができる相談窓口の充実，保護者の情報交換の場の提供などを通じて，子育ての不安や負担感の軽減を図ります。
- (2) 家庭・学校園（認定こども園・幼稚園・保育所（園）・学校）・地域など多様な主体の連携により，子育てネットワークの構築や家庭の教育力の向上を図り，社会総がかりで子どもの育ちを支えます。
- (3) 発達に支援が必要な子どもが，成長段階に応じて切れ目なく支援を受けられるよう，医療・福祉・教育が連携した支援体制を強化します。
- (4) 生活困窮家庭に対する生活支援や就学支援など，「貧困の連鎖」を断つ取組を進めます。
- (5) 子ども家庭総合支援拠点の整備・運営により，児童虐待の予

防や早期発見・対応，再発防止に取り組むとともに，経済状況等に困難を抱えるひとり親家庭などの生活の安定や自立促進に取り組めます。

施策 2-2 青少年の健全育成

1 基本方針（目指すまちの姿）

健全な心身と自立心を養い，社会で活躍できる青少年が育つまち

2 現状と課題

- (1) ひきこもりや様々な悩みなど，生きづらさを抱える青少年とその保護者への対応が課題です。これらに的確に対応できるよう，支援体制の強化が求められています。
- (2) 青少年の非行防止の取組などを通じて，まちの未来を担う青少年を健全に育成する環境を整備することが必要です。
- (3) 共働き家庭の増加などを背景に，保護者が就労している間に，子どもが安全に安心して過ごせる場づくりが求められています。

3 取組の方向性

- (1) ひきこもりなど，社会生活に困難を有する青少年に対し，県やNPO（非営利団体）などの関係機関と連携して相談支援を行い，就労や社会参加を促します。
- (2) 家庭・地域・警察等の関係機関と連携した情報共有と相談機能の強化や，啓発活動の実施，事案への早期対応など，社会総がかりで青少年の非行や問題行動の未然防止と安全確保，健全育成を推進します。
- (3) 青少年が様々な体験や交流を通じて，社会性や生きる力を身につける機会をつくります。また，放課後や休日などに，異年齢の子どもと交流しながら過ごすことのできる児童館，放課後

児童クラブ，子ども食堂など，子どもの居場所づくりを推進します。

施策 2－3 幼児教育・保育

1 基本方針（目指すまちの姿）

全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるまち

2 現状と課題

- (1) 平成29年に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」が改訂され，全ての就学前施設において，同様の教育・保育の質が担保されるとともに，小学校との連携強化による子どもの学びの連続性を確保することが重要とされました。
- (2) また，就学前の全ての子どもに質の高い教育・保育を提供するとともに，子育て世帯の経済的負担の軽減を目的とした幼児教育・保育の無償化が開始されるなど，幼児教育・保育のより一層の充実に向けた取組が推進されています。
- (3) 急速に進展する少子化に対応するためには，若い世代の就労と子育てを包括的に支え，子育ての希望が叶えられる体制づくりが必要です。特に，増加する保育ニーズへの対応や幼児教育・保育に関わる人材不足が課題です。
- (4) 全ての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けることができるよう，ライフスタイルの多様化に対応した多様な教育・保育サービスを提供することが必要です。

3 取組の方向性

- (1) さらなる幼児教育の質の向上を目指し，幼児教育センターを中心に，認定こども園，幼稚園や保育所（園）などの就学前の教育・保育施設が相互に連携して幼児教育の研究や，そこに関

わる人材の資質向上に取り組めます。さらに、家庭・地域への幼児教育に係る情報発信や、学校教育と接続した学びを提供できる体制づくりを推進します。

- (2) 保育需要を見据え、民間活力を活かした保育施設の整備・運営や、保育人材の育成などにより、良質な保育環境の確保に取り組めます。
- (3) 就学前の教育・保育施設の運営を充実させるとともに、病児保育や一時保育など、保護者の様々なニーズに応じて、多様な教育・保育サービスの提供に努めます。

施策 2-4 学校教育

1 基本方針（目指すまちの姿）

全ての児童・生徒が生きる力を身につけることができるまち

2 現状と課題

- (1) まちの未来を担う全ての児童・生徒に対し、主体的・対話的で深い学びの実現による学力向上、豊かな心の育成、生活習慣の改善に基づく体力向上に、バランス良く取り組むことが必要です。
- (2) 不登校や発達上の課題、虐待や自傷行為等、人間関係や家庭環境、愛着問題等を背景とする複雑な課題への対応が求められています。
- (3) 特別な支援を要する児童・生徒の学びを支えるなど、全ての子どもがそれぞれの個性や能力を伸ばしながら成長する環境を整備することが求められています。
- (4) 多様な教育課題に対応し、子どもの資質・能力を伸ばすため、教職員の資質向上が求められています。

3 取組の方向性

- (1) 幼児期の教育・保育と小学校教育との接続を重視するとともに、基礎学力の向上や学習指導へのICTの積極的な活用を図り、社会の変化に対応できるよう、学習内容の充実に取り組みます。また、規範意識を高め、いじめや不登校などの課題の解消を図り、児童・生徒の豊かな心を育みます。さらに、体力・運動能力の向上と、望ましい生活習慣の形成を図り、健やかな体を育みます。これらの取組を通じて、すべての児童・生徒の「生きる力」を育み、持てる力を十分発揮することができるよう、取り組みます。
- (2) 学校や教育に関する児童・生徒や保護者の相談に適切に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家や関係機関と連携し、相談機能を強化します。
- (3) 就学前施設や学校園など関係機関が連携し、特別な支援を要する児童・生徒の教育的ニーズを把握し、個に応じた指導・支援の充実を図るなど、特別支援教育を推進します。
- (4) 経年研修や管理職研修、教育課題に応じた研修や講座等を実施し、教職員が主体的に学ぶことができるよう、研修の場の充実を図ります。また、各校における課題や実態に応じた研究を組織的に行い、教職員の資質向上に取り組みます。

施策 2-5 教育環境

1 基本方針（目指すまちの姿）

学校園・家庭・地域社会が連携して子どもたちを育むまち

2 現状と課題

- (1) これまで、地域に開かれた学校づくりを目指し、コミュニティ・スクールやボランティア等の地域人材による教育活動への支援を推進してきました。学校運営への市民参画をさらに進め、地域ぐるみで学校を活性化し、子どもの学びの充実を図ること

が必要です。

- (2) 災害や交通事故等に備え，防災対策や交通安全対策，通学路等の安全確保のさらなる取組が必要です。
- (3) 学校園施設の耐震化はすでに完了していますが，子どもたちがこれからも安全で快適な環境で学ぶことができるよう，老朽化が進む学校園施設の適切な維持管理が必要です。

3 取組の方向性

- (1) まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するため，学校園・家庭・地域が教育に関する情報を共有し，地域ぐるみで学校の運営や教育力の向上に取り組むコミュニティ・スクールと，地域学校協働活動とを一体的に推進します。
- (2) 子どもたちや教職員がそれぞれ危機意識を高めるため，日頃から交通安全教育や防犯・防災教育を進めます。また，家庭や地域，警察など関係機関との連携を強め，子どもたちの安全確保に取り組みます。
- (3) 安全で充実した教育環境を整えるため，学校園施設の改修や長寿命化等を計画的に推進します。

施策 2-6 生涯学習・スポーツ

1 基本方針（目指すまちの姿）

生涯にわたって，主体的に学び，スポーツに親しむことができるまち

2 現状と課題

- (1) 子どもから高齢者まで，生きがいをもって健康で心豊かに暮らせるよう，生涯にわたって，市民が主体的に学び，スポーツに親しむことができる環境が大切です。
- (2) 社会教育施設では，市民が主体的に学ぶ機会の提供に加え，

学んだ内容を地域に還元する取組が求められています。

- (3) 市民が気軽にスポーツに親しむきっかけづくりに加え，スポーツの実践を通じた健康の増進や市民相互の交流の促進に向けた取組が必要です。
- (4) スポーツ施設の老朽化の進行が課題です。

3 取組の方向性

- (1) 公民館をはじめとする社会教育施設間の連携を深め，あらゆる世代がライフステージに応じ，地域で活躍できるよう，主体的に学べる環境を整備するとともに，各施設での学びの成果が身近な課題の解決につながることで，学びの循環を生み出すよう取り組めます。
- (2) 学びや情報収集の拠点としての図書館の機能をさらに充実させるとともに，ことばや本を通じた市民相互の交流が深まるよう取り組めます。
- (3) 生涯にわたって誰もがスポーツを楽しみながら，健康に暮らせるよう，伊丹生まれのニュースポーツの普及や，スポーツ団体の活性化や交流の促進，指導者の育成等，市民が気軽にスポーツに親しめるきっかけづくりに取り組めます。
- (4) 市民が良好な環境でスポーツを実践できるよう，スポーツ施設を適切に維持管理します。

施策 2-7 人権

1 基本方針（目指すまちの姿）

一人ひとりが尊重され，多様な市民が，地域社会の中で，生き生きと暮らせるまち

2 現状と課題

- (1) 市民一人ひとりが個人として尊重されることは，心豊かな暮

らしの基本です。これまで、様々な媒体による情報発信や啓発事業などを通じて、女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人などに関する多様な人権課題の解決に向けた取組を進めてきましたが、今なお社会の様々な場面において差別や偏見が解消したとは言えない状況です。

- (2) 性の多様性に関する理解促進や、インターネット上での人権侵害への対応など、人権課題は多様化・複雑化しつつあります。これまでの取組に加え、新たな人権課題等への適切な対応が必要です。

3 取組の方向性

- (1) 市民一人ひとりが人権に対する理解を深め、地域社会の中で互いの多様性を認め合い、共に生きる、市民主体の「人権尊重のまちづくり」を推進し、差別の解消や人権課題の解決のため、人権意識の高揚に向けた啓発に取り組めます。
- (2) 人権に関する様々な情報発信や活動支援の拠点施設である人権啓発センターにおいて各種事業を展開し、あらゆる人権課題に取り組めます。
- (3) 多様化・複雑化する人権課題について、関係機関と連携を強めながら、情報を共有し、必要な啓発、支援その他の対策を行うなど、新たに生じた課題に柔軟かつ的確に取り組めます。

施策 2-8 男女共同参画

1 基本方針（目指すまちの姿）

性別に関わらず、全ての人がそれぞれの個性と能力を発揮できるまち

2 現状と課題

- (1) 女性の社会進出が進む中、職場や家庭、地域など、様々な場

で、今なお性別による固定的な役割分担意識が根強く残っています。また、日本における指導的地位に占める女性の割合は依然として低い水準であり、本市でも、様々な意思決定の場への女性の参画を進める必要があります。

- (2) これまで、市民オンブードによる男女共同参画施策の進捗状況調査など、市民参画による男女共同参画施策を推進してきました。今後も、男女が対等な立場で活躍できる男女共同参画社会の実現を目指した取組の充実が必要です。
- (3) 配偶者やパートナーからの暴力（DV）、恋人からの暴力（デートDV）、セクシュアル・ハラスメントや性暴力などの裏には、固定的性別役割分担意識や女性差別が潜んでいます。男女共同参画社会の実現のためには、意識の改革による、これらの暴力の根絶が重要です。

3 取組の方向性

- (1) 様々な場面で女性が直面する困難や課題に対して的確に対応できるよう、カウンセラーや弁護士など専門家や関係機関と連携し、相談・支援体制の充実に取り組みます。
- (2) 男女共同参画センターを中心に、相談、啓発、学習の機会の提供等を行うとともに、市民団体や事業者といった多様な主体と協働しながら、性別に関わらず、全ての人が個性や本来の力を発揮できる社会の実現に向けた取組を進めます。
- (3) DVを根絶するための防止策と、被害者の保護・支援に向けた取組を推進します。また、DVを許さない社会づくりに向けた啓発に取り組みます。

施策 2-9 多文化共生・平和

1 基本方針（目指すまちの姿）

日本人市民と外国人市民が、多様な文化を理解し合いながら暮

らし、平和を大切にすま

2 現状と課題

- (1) 「出入国管理及び難民認定法」の改正に伴い、全国的に外国人労働者の増加が見込まれています。本市においても、様々な国籍の在住外国人が増加傾向にあります。日本人と異なる生活習慣や多様な文化を持つ人々と、地域で共に生活し、理解し合う多文化共生社会を市民と共に実現するために、適切な生活情報の提供など生活支援や、啓発、交流をこれまで以上に進めていくことが重要です。
- (2) 第2次世界大戦終結から70年以上が経過し、社会の中で戦争を知らない世代が多数を占めるようになり、戦争体験の風化が懸念される中、平和の大切さを次世代に引き継いでいくことが必要です。

3 取組の方向性

- (1) 多様な文化を有する外国人市民が、日本人市民と共に、まちづくりを担い、生き生きと暮らせるよう、市民団体や事業者等と連携・協力し、やさしい日本語、英語等による生活情報の提供や相談体制の充実、啓発、交流促進に取り組みます。
- (2) 市民と協働した国際姉妹・友好都市との交流を通じて、市民間の友好を育み、国際理解を深めるよう取り組みます。
- (3) 「平和都市宣言」の趣旨に則り、生命（いのち）を大切にし、全ての人々が幸せに暮らせる平和な社会の実現を目指し、啓発に取り組みます。

大綱 3 健康・医療・福祉

施策 3-1 健康づくり

1 基本方針（目指すまちの姿）

自ら健康づくりに取り組み，生き生きと暮らせるまち

2 現状と課題

- (1) 人生100年時代の到来を見据えると，健康で自立した生活を送ることができる「健康寿命」を伸ばすことが重要です。
- (2) あらゆる世代の市民が主体的に健康づくりに取り組める仕組みづくりや，健康診査の受診率の向上が課題です。
- (3) 家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などの社会情勢の変化に伴い，妊娠，出産，育児について相談できる人が身近にいないなど，地域や家庭における妊産婦等の孤立感の解消に向けた支援が必要です。
- (4) グローバル化の進展により，様々な感染症の懸念が高まる中，感染症について，着実にまん延防止を図ることが必要です。

3 取組の方向性

- (1) あらゆる世代の健康づくりを支援する拠点施設として，新保健センターを整備し，事業者や団体，病院などの関係機関とのネットワークを強化し，市民の主体的な健康づくりを推進します。また，市民が生活習慣病の予防や食に関する正しい知識を習得できるよう，講座事業などで啓発に取り組めます。
- (2) 健康診査の受診率の向上に向けた啓発や受診勧奨を行い，市民が自ら健康を意識し，生活習慣を見直すことによる疾病の予防や，早期発見・早期治療に取り組めます。
- (3) 妊婦や乳幼児の相談事業や健診を通じて，妊娠期から乳幼児期まで切れ目なく母子の健康を守り，安心して出産や子育てができるよう取り組めます。
- (4) 予防接種の接種率の向上に努めるとともに，感染症予防に関する情報の提供や知識の周知・啓発に取り組めます。

施策 3 - 2 地域医療

1 基本方針（目指すまちの姿）

身近な地域で安心して必要な医療を受けられるまち

2 現状と課題

- (1) 急速な高齢化の進展を背景に，さらなる医療需要の増加が見込まれます。
- (2) 地域の中核病院である市立伊丹病院においては，阪神北準圏域での役割を見据え，機能を強化することにより，地域内で必要な医療を提供できる体制づくりを進める必要があります。
- (3) 緊急時に必要な医療サービスを受けられるよう，安定的な救急医療体制を整備し，維持することが必要です。
- (4) 誰もが安心して必要とする医療サービスを受けられるよう，国民健康保険制度や後期高齢者医療制度等の安定的な運営が重要です。

3 取組の方向性

- (1) 老朽化の進む市立伊丹病院を建て替えて機能強化を図り，市民が安心して質の高い医療サービスを受けられるように取り組みます。
- (2) かかりつけ医との連携など，医療機関ごとに役割に応じた専門性を発揮し，地域内で最適な医療を提供できる地域完結型の医療体制の整備を進めます。
- (3) いたみ健康・医療相談ダイヤル24や，休日応急診療所の運営など，休日や夜間の急病に対応できる適切な医療サービスの提供に取り組みます。
- (4) 国民健康保険税の収納率の向上や，特定健診の受診率の向上，ジェネリック医薬品利用促進など，県と連携し，国民健康保険制度の安定的な維持・運営に取り組みます。

- (5) 県の広域連合と連携し，後期高齢者医療制度の安定的な維持・運営に取り組みます。
- (6) 県と協調した福祉医療費助成により，乳幼児や子ども，障がい者等の経済的負担の軽減を図ります。

施策 3 - 3 地域福祉

1 基本方針（目指すまちの姿）

地域のつながりや支え合いで，誰もが安心して暮らせるまち

2 現状と課題

- (1) 急速な高齢化の進展に伴い，ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。また，ひきこもりや社会的孤立状態にある人など，個々の抱える課題は多様化・複雑化しています。
- (2) 地域では，住民同士のつながりの希薄化に加え，地域福祉の担い手が高齢化・固定化するなど，担い手不足が課題です。
- (3) 認知症高齢者や障がい者の権利を守り，地域で安心して暮らしていくための支援が一層必要です。
- (4) ひきこもりの高齢化など，将来的な経済困窮リスクや複合的な困難を抱える世帯が潜在しています。
- (5) 生活保護を受給する世帯には，就労・自立に向けた継続した支援が必要です。

3 取組の方向性

- (1) 地域に潜在している支援を要する人や世帯を早期に必要な支援につなぐために，地域住民と事業者，相談機関などとの連携による総合相談支援体制を強化し，包括的な支援を推進します。
- (2) 地域住民による見守り活動をはじめ，地域福祉活動が円滑に進められるよう，担い手の育成と確保に取り組みます。

- (3) 高齢者や障がい者などの権利を守り，誰もが地域で安心して暮らせるよう，専門職をはじめ，関係機関と連携しながら，権利擁護支援の利用を促進します。
- (4) 経済的困窮など，地域からつながった多様かつ複雑な課題を含む相談を，「くらし・相談サポートセンター」がワンストップ窓口として受け付け，専門機関と連携を図りながら必要な援助を提供することで，一人ひとりがその人らしい生活を送ることができるよう支援します。
- (5) 生活保護受給者に対し，必要に応じた適切な援助を行い，自立を促進します。

施策 3-4 高齢者福祉

1 基本方針（目指すまちの姿）

いくつになっても，生きがいを持って元気に暮らせるまち

2 現状と課題

- (1) 令和元年の市の推計人口において65歳以上の市民が全体の25.8%を占めています（令和元年10月1日推計）。高齢者人口の増加傾向は今後続く見込みで，急速に高齢化が進展します。
- (2) 高齢者が培ってきた経験や知識を活かし，高齢者自らが担い手となって活躍できる場づくりや機会づくりが必要です。
- (3) 高齢者が日常生活を送る上での相談・支援の窓口として整備してきた地域包括支援センターの機能強化を図るとともに，支援を必要とする高齢者が支援の場に確実につながる地域社会の醸成が必要です。

3 取組の方向性

- (1) 高齢者が地域で安心して暮らせるよう，移動手段や住まいの

確保に加え、医療・介護・生活支援といったサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進します。

- (2) 介護保険制度の安定的な運営に取り組みます。
- (3) 高齢者の就労や、ボランティアなどの地域活動、趣味活動への参加、地域の子どもたちとのふれあいなどを通じた生きがいづくりを進め、高齢者が役割を担って活躍できる場や機会の創出に取り組みます。
- (4) 地域包括支援センターが効果的・効率的に運営されるよう、事業を評価し、課題の整理・改善に向けた取組を推進するとともに、高齢者支援の役割などについて広く周知し浸透するよう取り組みます。
- (5) 運動や口腔ケア等を推進することによりフレイル（虚弱状態）の予防や改善に取り組みます。
- (6) 介護サービスの需要に応じた介護人材の養成と確保に努め、必要なサービスを提供できる基盤整備を推進します。

施策 3-5 障がい者福祉

1 基本方針（目指すまちの姿）

障害の有無にかかわらず、自ら選択する生き方や暮らしができるまち

2 現状と課題

- (1) 全ての人々が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年に施行されました。地域や学校、職場などにおいて、障害に対するさらなる理解や配慮を深めることが必要です。
- (2) これまで、障害福祉事業者などと連携して障がい者の相談支援体制の整備や、就労支援などに取り組んできました。障がい

者の地域移行にあわせ，自立した生活を支えるサービス提供体制や相談支援体制の一層の充実が求められています。

3 取組の方向性

- (1) 障害福祉事業所や行政，障害者虐待防止センター等で相談・支援に取り組むほか，地域等への啓発を行うなど，障がい者への差別解消や権利擁護，虐待防止対策を推進します。
- (2) 相談・支援に携わる人材の養成と確保に努めます。また，専門職や相談支援事業所等のネットワークにより，様々な障害に対して的確に対応できるよう，基幹相談支援センター機能の充実などに取り組みます。
- (3) 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え，日常生活を支える地域生活支援拠点等を整備します。
- (4) 就学や就労，社会参加に向けた支援を通じて，障がい者の地域における自立を促進します。

大綱 4 市民力・にぎわい・活力

施策 4-1 市民力・地域力

1 基本方針（目指すまちの姿）

地域課題の解決に市民力・地域力が発揮されるまち

2 現状と課題

- (1) 高齢者の見守りや子どもの登下校時の見守り，地域の清掃活動や防犯パトロール，様々な交流行事など，市民や地域による活動が活発に行われています。
- (2) 少子高齢化の進展や核家族化，ライフスタイルの変化などを背景に，まちづくりの担い手不足が課題となっています。また，自治会加入率の低下や自治会数の減少など，住民同士のつなが

りの希薄化や，地域活動の担い手の高齢化といった傾向も見られます。

- (3) 地域課題の解決に向けて，小学校区を範囲とする地域コミュニティの基盤強化に関する制度を創設し，地域自治組織の設立や地域の将来像となる地域ビジョンの策定など，市民による主体的なまちづくりを推進してきました。
- (4) 市民の主体的な活動による地域課題の解決を図るとともに，市民一人ひとりが地域とのつながりを大切に感じられるような取組を進めていく必要があります。
- (5) 地域の活動の場である共同利用施設等の老朽化が課題です。

3 取組の方向性

- (1) 地域ビジョン等を踏まえた地域のまちづくり活動が円滑に推進できるよう，自治会や地域自治組織が主体となったコミュニティ活動を支援します。
- (2) 市民まちづくりプラザにおいて，まちづくりへの参加意識の醸成を図るとともに，それぞれのライフスタイルに合った形で関係者や団体と連携を深めながらまちづくりを担う人材の育成に取り組みます。また，市民活動に関する情報の共有や発信を行うとともに，団体間のネットワークづくりを推進するなど，様々なまちづくり活動を支援します。
- (3) 老朽化が進行する共同利用施設等について，地域の実情やニーズ等を踏まえた施設のあり方を地域組織の参画のもと検討します。

施策 4-2 都市ブランド

1 基本方針（目指すまちの姿）

人々が，訪れたい・住みたい・住み続けたいと思うまち

2 現状と課題

- (1) 本市は大都市に近く交通の利便性に優れるとともに、水辺や緑地などの豊かな自然が残されており、良好な生活環境が築かれています。加えて、「伊丹スカイパーク」や「空港」、「荒牧バラ公園」などの観光資源や、「清酒発祥の地」「有岡城跡」といった歴史資源が、伊丹の都市ブランド力を高めています。また、「伊丹まちなかバル」に代表される中心市街地の様々なイベントなど、市民力で築き上げてきた地域資源を有しています。
- (2) 本市に「住み続けたい」と考える市民の割合は高い水準を維持していますが、今なおまちの魅力を広く周知できていないことが課題です。国外から本市を訪れる外国人旅行者は少数にとどまっています。

3 取組の方向性

- (1) 市民がまちの魅力を実感し、愛着や誇りを持てるよう、市民や商業者、関係団体と連携・協力して、伊丹らしいイベントなどの地域資源を育て、活かすことにより、にぎわいと活力のあるまちづくりを進めます。
- (2) 市外の人々が、本市に興味を持ち訪れて満足してもらえるよう、様々な情報媒体を効果的に活用して、歴史や文化、自然、食、にぎわいといった本市ならではの魅力を発信します。また、「住みやすいまち」という視点においてもシティプロモーションを推進します。
- (3) 多言語による市内の観光資源の情報発信や案内を行うなど、国外の人々に本市を訪れて満足してもらえるよう取り組みます。

施策 4-3 歴史・文化

1 基本方針（目指すまちの姿）

郷土への愛着と心の豊かさを実感しながら暮らせるまち

2 現状と課題

- (1) 本市域は、長く豊かな歴史を有し、それを土台として地域文化が発展してきました。今後も、文化財保護などを通じて、郷土への愛着を醸成しながら、市民が主体的に文化芸術活動ができるまちづくりを進める必要があります。
- (2) 市内の文化施設は、身近に文化芸術に触れ合い自らの文化芸術活動を表現できる場として、多くの人々に利用されています。
- (3) 文化施設の舞台装置や音響、照明といった特殊な設備等の維持管理や大規模改修に要する費用の増大が課題です。

3 取組の方向性

- (1) 関係団体と連携・協力し、郷土の歴史や民俗に関する史料の収集や保存を図ります。
- (2) 伊丹の歴史・文化資源を活用してまちの魅力を高めるとともに、市民の郷土に対する理解や愛着を深めるため、伊丹の歴史や文化財の展示、講座・体験学習などを推進します。
- (3) あらゆる世代に、音楽・美術・伝統文化など、多様なジャンルの文化芸術に触れる機会を提供するとともに、気軽に文化芸術活動の創作や発表に参加できるよう、市民や団体の活動を支援します。
- (4) 各文化施設のニーズ、事業効果などを踏まえた上で、市民が文化芸術を創造し享受できるよう取り組むとともに、文化施設を適正に管理します。

施策 4-4 商工業

1 基本方針（目指すまちの姿）

商工業の活力が持続・発展するまち

2 現状と課題

- (1) 市内産業は、製造業をはじめ卸・小売業、不動産業、建設業など、多様な業種が集積しています。商工会議所をはじめとする関係団体と連携・協力し、経営者の育成支援や企業訪問、情報発信など、地域産業の活性化に取り組んできました。
- (2) 中心市街地をはじめ、市内各所で、商工業者等の創意工夫による様々なイベントが開催されており、まちのにぎわい創出と活性化が図られています。
- (3) 商店連合会と連携し、商店街組織の基盤強化や次世代の経営者の人材育成支援や市内消費の喚起に加え、中心市街地の出店者に費用の一部を補助するなど、商業の活性化に取り組んできました。
- (4) 郊外型の大規模小売店舗の立地やインターネット通販等の普及により、市民の買い物志向は多様化しています。市内の小規模小売店は、これら店舗等との競合により、厳しい経営状況にあるとともに、経営者の高齢化や後継者不足等が課題です。
- (5) 新たな感染症の発生や拡大による地域経済への影響が懸念されています。

3 取組の方向性

- (1) 市民生活を支える地域の小売店の経営安定化に向け、商工会議所等の関係機関と連携し、商店街の魅力向上につながるイベント等への支援を行います。
- (2) 起業や経営に関するセミナー等の開催により創業支援を行うとともに、中小企業者への各種融資や生産性向上につながる支援を行います。
- (3) 産業振興センターを産業支援と交流の拠点施設として活用し、各種相談や情報発信、人材育成、後継者育成支援等を行います。
- (4) 既存企業の発展や新規雇用の創出などにつながるよう、事業

所訪問等による支援活動を推進します。

施策 4－5 都市農業

1 基本方針（目指すまちの姿）

都市農業の多様な機能が地域の魅力をつくるまち

2 現状と課題

- (1) 農産物の供給だけでなく、環境や防災、食育など、都市農業の多様な機能への関心が高まっています。
- (2) 平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定され、国の「都市農業振興基本計画」に都市農地保全の方針が明記されたことで、都市農業を取り巻く社会情勢は大きな転機を迎えています。
- (3) 農業従事者の高齢化等により農業労働力が減少していく一方で、新規就農者は少数にとどまっています。
- (4) 農業者の減少に伴い農地は年々減少しています。また、農地の大半を占めている生産緑地地区の多くは令和4年度に指定の解除手続きが可能となることから、農地の住宅用地等への転用が加速する可能性があります。

3 取組の方向性

- (1) 農業者による農作物の生産性・品質向上、経営力強化の取組を支援します。
- (2) 農産物直売所等における新鮮で特色ある農産物の販売など、地産地消を推進します。また、食育や地域の魅力づくりと連動した取組を進めます。
- (3) 環境保全型農業や障がい者が農業分野で活躍することを通じて社会参画を目指す農福連携、市民への情報発信などに取り組みます。

- (4) 国と県の都市農地保全方針に基づき，JA等の関連団体と連携して，都市農業の活性化と都市農地の保全に取り組みます。
また，農地の活用策と，市民が農に親しむ場として，農業者等と連携し市民農園，学童農園等の運営を推進します。
- (5) 若手農業者団体等と連携し，担い手の確保・育成やIoTなどの先端技術の活用を推進します。

施策 4-6 雇用と労働

1 基本方針（目指すまちの姿）

誰もが自分らしい働き方ができるまち

2 現状と課題

- (1) 兵庫労働局と雇用対策協定を締結し，若年者・女性・生活困窮者・障がい者など，性別・年齢などに関わりなく，希望する人が能力を十分に発揮し，安心して働ける労働環境の整備に取り組んできましたが，今後も多様化する労働問題への対応が必要です。
- (2) 求人と求職のニーズが一致しない等の雇用のミスマッチが課題です。
- (3) 働く時間や場所によらない柔軟な働き方の導入や，ワーク・ライフ・バランスの促進，長時間労働の是正など，多様な働き方や働き方改革の推進に向けて，関係法令の制定をはじめ，様々な環境整備が進められています。
- (4) 「出入国管理及び難民認定法」の改正に伴い，外国人労働者の増加が予想されています。

3 取組の方向性

- (1) 兵庫労働局等の関係機関と連携しながら，若年者・女性・生活困窮者・障がい者など，性別・年齢などに関わりなく，希望

する人が能力を十分に発揮し，安心して働けるよう支援を行うとともに，合同就職面接会などを通じて企業が求める労働力と働き手のニーズのマッチング機会の充実を図ります。

- (2) 労働者が安心して働くことができる雇用環境の維持や充実に向け，労働相談や情報発信事業などを推進します。
- (3) 兵庫労働局等の関係機関と連携しながら，外国人労働者の雇用動向等の各種情報収集を行い，外国人労働者の受け入れを検討する企業に対して，受け入れに際して備えておくべき知識や各種制度等の周知，情報提供などに取り組みます。

施策 4-7 空港との共生

1 基本方針（目指すまちの姿）

万全の安全と環境対策のもとで，空港と共生するまち

2 現状と課題

- (1) 大阪国際空港（伊丹空港）は，ビジネスや旅行などで多くの方々に利用されており，平成30年度の旅客数は約1,630万人と7年連続で増加しています。
- (2) 空港の事業運営権が民間資本の企業に売却され，平成28年度から，民間企業の経営ノウハウや資金を活用した新たな空港運営が始まりました。
- (3) 時代の変遷とともに航空需要が変化する状況においても，本市では，安全確保と環境対策への取組を第一として，国や空港運営権者に対し，新鋭低騒音機材導入などの発生源対策や，民家や学校施設等の防音工事，緩衝緑地としての伊丹スカイパークの整備などを求めてきました。
- (4) 航空需要の拡大が予測される中，大阪国際空港においては，国際便や長距離国内便の就航が規制されています。

3 取組の方向性

- (1) 航空の安全性や信頼性の確保の徹底，航空機騒音の発生源対策や防音対策，環境と調和した多様な運航による航空ネットワークの充実など，関係自治体等と連携し，国や空港運営権者，航空事業者に対して働きかけます。
- (2) 空港へのアクセスの利便性向上を図ります。
- (3) 安全確保と環境対策を前提とし，関西3空港を利用する旅客者の利便性向上とまちの活性化につながるよう市民への周知を図りながら，国際便や長距離国内便の規制緩和などを国や空港運営権者に求めます。
- (4) 民間活力の導入で，本市の観光資源の一つである伊丹スカイパークの集客力を向上させ，空港周辺地域の活性化を図ります。

大綱 5 環境・都市基盤

施策 5-1 環境保全

1 基本方針（目指すまちの姿）

市民が主体的に環境負荷の低減に取り組むまち

2 現状と課題

- (1) 地球温暖化などの環境問題に対して，温室効果ガスの排出量削減に向けて取り組んできましたが，さらなる取り組みが必要です。
- (2) 環境監視や事業者等への指導の結果，身近な大気や騒音，水質などの状況はおおむね良好な状態が維持されていますが，今後も引き続き市民が健康で快適に生活できる環境を維持することが必要です。
- (3) 市民，事業者との協働によるまちの美化に向けた取組や，継続的な普及啓発事業により，市民の環境問題への意識は向上し

ていますが、さらに市民理解を深めることが求められています。

3 取組の方向性

- (1) 温室効果ガスの排出量削減につながるよう、環境に配慮した自然エネルギーの導入や省エネルギー化への取組とともに、市民や事業者に対する普及啓発などを推進します。
- (2) 持続可能な社会構築を目指して、市民一人ひとりが主体的に行動できるよう、学校や家庭、職場等で環境学習や啓発を行います。
- (3) 環境調査や測定による、大気や騒音、水質等の環境監視を継続するとともに、法令等に基づき事業所の指導を行います。
- (4) 地域の公園・道路・河川・水路の清掃活動など、市民や事業者の自発的な取組を支援するとともに、ぼい捨てや路上喫煙防止の啓発や指導など、環境美化活動を推進します。

施策 5-2 循環型社会の形成

1 基本方針（目指すまちの姿）

循環型社会の実現に向けて、廃棄物の発生抑制や再資源化、適正処理が行われるまち

2 現状と課題

- (1) 廃棄物の発生を極力抑え、排出された資源物をできる限り再利用するという3R（リデュース、リユース、リサイクル）の考えに沿って取り組んできました。
- (2) 資源物の有効利用を一層進め、最終処分場の負荷を低減することが必要です。
- (3) まだ食べられる食品が、生産・製造・販売・消費等の各段階において日常的に廃棄される、いわゆる「食品ロス」が社会問題となっています。多様な主体が連携し、国民運動として食品

ロス削減にむけた取り組みが求められています。

3 取組の方向性

- (1) 市民や事業者に対し、廃棄物の減量や発生抑制について周知啓発に取り組みます。
- (2) 資源が循環する環境に配慮したまちを目指し、市民・事業者との協働で、廃棄物の再利用と質の高いリサイクルを一層推進します。
- (3) 発生した廃棄物が適正に処理されるよう、収集体制や処理施設の維持・整備を推進します。
- (4) 市民一人ひとりが「食の大切さ」や「もったいない」という認識を持ち、食品ロス削減に取り組むよう、市民意識の醸成を図ります。さらに、市内の飲食店舗及び事業者に対しても、食品ロス削減に向けた周知啓発を行います。

施策 5-3 公園・緑地・生物多様性

1 基本方針（目指すまちの姿）

自然にふれあえる公園や緑地・水辺があり、うるおいと安らぎが感じられるまち

2 現状と課題

- (1) 「みどりの基本計画」と「生物多様性いたみ戦略」を策定し、市民との協働による緑化や生物多様性の保全・再生に取り組んできました。
- (2) 公園や緑地・水辺は、生活の中で安らぎや潤いを感じられる場であり、生物の生育や生息の場としても重要です。また、健康づくりや子どもの遊び場、災害時の避難場所であることに加え、火災の延焼を防ぎ雨水を浸透させるなど、様々な機能を持っています。

- (3) 公園施設の計画的な再整備と維持管理を行うとともに，健康づくりを目的とした健康遊具の設置を推進してきました。
- (4) 公園や緑地，水辺を大切に維持・保全するには，市民と連携・協力しながら安全性や快適性，生物多様性の視点から，伊丹らしい豊かな自然環境を形成していくことが必要です。

3 取組の方向性

- (1) 公共スペースや市民・事業者の身近な場所での自主的な緑化活動を支援します。また，地域の個性を高める緑化活動や地域コミュニティづくりにつながる協働の取組を推進します。
- (2) 地域資源である質の高いみどりを創出し利活用するため，市民との協働による取組や自然環境学習をけん引する人材を育成します。
- (3) 公園施設の長寿命化計画に基づき，地域ニーズに対応した計画的な再整備と市民との協働による維持管理を推進します。また，公園利用者の利便性向上のため，官民連携や民間活力を導入したパークマネジメントを推進します。
- (4) 貴重な緑地や水辺を守り，昆陽池公園を中心に，生物多様性の保全・再生の取組を推進します。貴重種の保全や自然調査，地域の生態系に重大な影響を及ぼす侵略的生物への対策などに市民参加型の取組を推進します。
- (5) 昆虫館は，生物多様性を推進する拠点として，展示をはじめ，子どもの自然環境学習に重点を置いた事業を推進します。

施策 5－4 都市計画・住環境

1 基本方針（目指すまちの姿）

良質な都市空間と住環境が形成されるまち

2 現状と課題

- (1) 土地区画整理事業や市街地再開発事業などによる計画的な市街地の形成や、開発許可制度による良好な民間の宅地開発の誘導により、これまで良質な都市空間を整備してきました。今後は人口減少を見据えた取組が重要です。
- (2) 旧街道沿いや伊丹郷町地区に点在する歴史的景観、昆陽池をはじめとする豊かな自然景観など、先人から大切に受け継いできた市民共有の財産があります。市民、事業者、行政の連携のもとで、これらの景観資源を守り、育て、創り、さらには次世代に引き継いでいくことが必要です。
- (3) 適切に管理されていない「空き家」は、老朽化や自然災害を起因として、安全や衛生、景観等の面で地域の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。
- (4) 高度経済成長期に集中的に整備した市営住宅は老朽化が進行し、一部で耐震性に課題があります。また、居住する世帯の高齢化も進行しています。

3 取組の方向性

- (1) 社会環境の変化に対応しながら、まちの魅力を維持・継承するため、周辺環境と調和した秩序ある土地利用と市街地形成の誘導を計画的に進めます。
- (2) 特色ある景観資源の保全や建築物のデザイン誘導を行うとともに、公共空間において良好な景観形成を図ります。
- (3) 秩序ある良好な市街地形成を図るため法令等に則った建築行為を誘導します。また、既存建築物の適切な維持管理や耐震化を促進します。
- (4) 空き家の適正な管理を促進するために、啓発事業や情報提供、相談対応など、空き家対策に取り組めます。
- (5) 多様なライフスタイルや社会ニーズに対応した良質な住宅ストックの形成や、誰もが安全に安心して住み続けられる住宅を確保するための取組を推進します。

- (6) 民間賃貸住宅の活用など，長期的な視点にたった市営住宅の管理や維持・保全に取り組み，バリアフリー化や耐震性の向上を推進します。

施策 5-5 交通・道路

1 基本方針（目指すまちの姿）

安全で快適に利用できる交通手段や道路のあるまち

2 現状と課題

- (1) コンパクトな市域の中に骨格となる幹線道路が整備されています。また，公共交通網として2つの鉄道路線があり，市営と民営のバス路線が市内を網羅するなど都市交通基盤が充実しています。
- (2) 市バスは市民生活を支える重要な交通手段であり，急速な高齢化が進展する時代において，今後さらに，市民の移動手段としての役割が求められています。
- (3) 公共交通機関や自転車の利用は，二酸化炭素の排出量削減につながるなど，環境負荷の低減も期待されます。
- (4) 自動運転の技術開発や実証実験が産学官の連携により進められており，地域交通が抱える諸課題を解決する手段として，実用化に対する期待が高まっています。
- (5) 市域が平坦で自転車利用が多く，また，自転車が関連する事故が依然として多発していることから，歩行者と自転車の安全性・快適性の確保と利便性の向上を図るため，引き続き自転車レーンや歩道の整備を進める必要があります。
- (6) 自転車駐車場や路上駐輪ラックの整備などにより，駅前の放置自転車台数は大幅に減少しました。
- (7) 都市計画道路の平成30年度末現在の整備率は88%です。
引き続き，都市計画道路整備プログラムに基づく整備の促進や，

生活道路や通学路のさらなる安全対策が必要です。

- (8) 道路・橋りょうや安全施設等の道路工作物の老朽化が進行しています。また、街路樹は老木化、巨木化が進み安全面での課題が生じています。

3 取組の方向性

- (1) 市バス事業は安全・安心・快適で信頼性の高いサービスの提供と効率的な事業運営により、持続可能な経営基盤の確立を目指します。
- (2) 高い自転車利用割合や市バス運行など伊丹の交通特性を踏まえた上で、ICTによる先端技術導入も視野に入れた総合的な交通施策を推進します。
- (3) 自転車交通安全教室などを通じた啓発や、自転車レーン等の整備により、歩行者・自転車の交通安全対策を推進します。
- (4) 放置自転車対策として、自転車利用者の駐輪マナー向上につながる啓発を進め、駅周辺の自転車駐輪の秩序維持に努めます。
- (5) 安全性や防災、景観などに配慮しながら、街路樹の再整備をはじめ道路の計画的な整備と適切な維持管理を行います。また、生活道路や通学路の安全対策を充実するとともに、ユニバーサルデザインの視点による歩道の平坦化など、誰もが安全で歩きやすい道路空間を整備します。
- (6) 橋りょうの長寿命化・耐震化を進めます。また、都市計画道路の内、緊急時の避難路となる道路の新設にあたっては、無電柱化を推進します。

施策 5－6 水道・下水道

1 基本方針（目指すまちの姿）

安全で良質な水道水供給と下水道施設に支えられた生活環境が確保されるまち

2 現状と課題

- (1) 水道は市民生活や産業活動に不可欠なライフラインであり、安定的で良質な水道水の供給が求められています。
- (2) 水道水の安全確保のための水質監視や検査体制等の強化，老朽化した配水管や設備等の維持保全を計画的に行うことが必要です。
- (3) 災害時であっても利用者へ確実な給水を行うための配水管や浄水場施設の耐震化，災害時の給水体制の強化に取り組むことが必要です。
- (4) 節水機器の普及や生活スタイルの変化等に伴い，世帯あたりの使用水量が減少しています。
- (5) 下水道（汚水）は，衛生的かつ快適な市民生活を送る上で必要不可欠な施設であり，本市においては平成30年度末現在，ほぼ整備を完了しています。
- (6) 老朽化した汚水管渠や雨水排出施設の適切な維持管理とともに，施設の長寿命化や耐震化の計画的な推進が課題です。

3 取組の方向性

- (1) 水道施設の計画的，効率的な改良・更新と地震などの災害時に対応した施設整備に取り組み，安全で質の高い水道水を供給します。また，工業用水道施設の更新・適正な維持管理に取り組みます。
- (2) 下水道施設の適正な維持管理に取り組み，長寿命化・耐震化を推進します。
- (3) 上下水道局の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」に基づき，健全で効率的な財政運営を行います。

施策 6-1 参画と協働

1 基本方針（目指すまちの姿）

市民が積極的に市政に参画し，多様な主体との協働が実現するまち

2 現状と課題

- (1) 本市では，「伊丹市まちづくり基本条例」を自治体運営の基本原則として参画と協働のまちづくりの推進に取り組んできました。
- (2) 市民ニーズや行政課題が多様化・複雑化・高度化し，市民の参画による行政サービスの提供や市民との協働による地域課題の解決が，今後さらに重要になります。
- (3) インターネットの利用拡大やSNSの普及により，市政情報の発信や広聴の手段も多岐にわたっています。ライフスタイルが多様化する中，市民に伝わりやすい効果的な情報発信・情報共有のあり方が課題です。

3 取組の方向性

- (1) 市民の市政への参画を促進することにより市民ニーズを的確に把握し，市民満足度の高い施策の実現に取り組めます。
- (2) 行政課題の解決や公共サービスの質の向上を図るため，市民活動団体や事業者など多様な主体との協働の取組を推進するとともに，まちづくりの担い手づくりに努めます。
- (3) 様々な広報媒体を組み合わせて活用するなど，積極的かつ効果的に市政情報の発信と公開や広聴に取り組み，市民との情報共有を図ります。

施策 6-2 ICT（情報通信技術）の活用

1 基本方針（目指すまちな姿）

情報通信技術によって質の高い市民サービスが提供されるまち

2 現状と課題

- (1) AIの活用やIoT技術の進展，高速通信技術の実用化など，ICTを取り巻く状況は，日々急速な進展を遂げており，市民生活や行政事務など，社会全体に大きな変革をもたらしつつあります。
- (2) 本市では，子どもや高齢者等を見守るために，カメラと共にビーコン受信器を整備し，位置情報を保護者に知らせる「安全・安心見守りネットワーク」を構築するなど，ICTの活用に取り組んでいます。
- (3) マイナンバー（社会保障・税番号制度）の導入や兵庫県情報セキュリティクラウドの運用など，防災・医療・福祉・交通・教育といった行政の各分野にICTの活用が広がりつつあります。
- (4) 少子高齢化の進展や市民のライフスタイルや価値観の多様化など，時代の潮流が変化する状況において市民サービスを維持するためには，ICTなどの先端技術の効果的な活用が不可欠です。

3 取組の方向性

- (1) 市のあらゆる分野の施策推進にあたっては，日々進展するICTを活用した市民サービスや利便性の向上に取り組めます。
- (2) ビッグデータの解析に基づく政策立案やオープンデータ化など，ICTの積極的な活用による地域課題の解決を図ります。また，AIやRPAなどの導入により，行政事務の効率化や行政コストの削減に取り組めます。
- (3) 新庁舎の整備を契機として，庁内の電子化による業務の効率化を推進するとともに，窓口等におけるICT機器を活用した

情報発信や分かりやすい説明に取り組みます。

- (4) マイナンバーを活用した行政手続きのオンライン化などに積極的に取り組み，市民サービスの向上と行政事務の効率化を図ります。

施策 6-3 行財政運営

1 基本方針（目指すまちの姿）

安定した行財政運営が持続するまち

2 現状と課題

- (1) ネーミングライツの導入や徴収体制の強化，国・県補助の活用などで財源を確保し，健全で安定的な財政運営に取り組んできました。
- (2) 今後は，少子高齢化の進展に伴い，税収の大幅な増加が見込めないことや，社会保障関係費の増加などが予測されています。
- (3) 将来の人口減少を見据え，行財政の長期的展望を明確にし，自立的・持続的な市政運営を図ることが必要です。
- (4) 昭和40～50年代に整備した公共施設の老朽化が進行しており，その更新が大きな課題です。
- (5) 職員には，高い倫理観で業務を遂行することはもとより，多様化・複雑化・高度化する行政課題に対応する知識やスキルを身につけることが求められています。
- (6) 行政課題の中には，国や県，他の自治体と共通するものが多くあり，本市では，消防・救急や医療，環境分野などにおいて，他の自治体と共同で取り組んでいる事業があります。

3 取組の方向性

- (1) 限られた財源の適正な配分と効果的な活用に取り組むとともに，新たな財源の確保に努めます。

- (2) 施策の優先度や緊急度などを勘案し，選択と集中による事業の精査に取り組みます。
- (3) 総合計画に基づく施策の進捗状況を適正に評価し，PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）によって効果的に施策を推進します。
- (4) 公共施設の建替えや大規模改修にあたっては，機能移転や複合化等によって有効活用を図りつつ，施設保有の最適化やコスト縮減など公共施設マネジメントに積極的に取り組みます。
- (5) 行政職員としての知識や技能を身につけ，急激な時代の変化，新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる職員の育成に取り組みます。
- (6) 職員一人ひとりが，やりがいをもって主体的に職務に取り組むことができるよう，安心して働き続けられる職場環境の整備に取り組みます。
- (7) 人口減少の急速な進展を見込み，広域的な課題に対して，市域を越えた連携を推進します。